

NICOS 通信販売加盟店規約

本規約は、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」という。）が運営する NICOS カードシステム（以下「本カードシステム」という。）に加盟する加盟店（第 2 条第 1 項に定義）における通信販売（第 2 条第 7 項に定義）の取扱いに関する権利義務関係について定めるもので、NICOS 通信販売加盟店規約といたします。

第 1 条（適用範囲等）

1. 本規約は、三菱 UFJ ニコスおよび指定カード会社（第 2 条第 2 項に定義）のうち、本規約を承認のうえ、加盟店が所定の方法により、加盟を申込んだ会社（以下「当社」という。）と加盟店との間の、加盟店が通信販売を行う場合の契約関係（以下「本契約」という。）につき定めるものです。
2. 加盟店が、日本国内の店舗・施設において、会員（第 2 条第 5 項に定義）と対面して信用販売を行う場合は、別途当社との間で所定の対面用の加盟店規約に係る契約（同規約の内容に即した双方調印型の契約を含むものとし、以下「対面用加盟店契約」という。）を締結するものとし、当該信用販売については対面用加盟店契約が適用されるものとし、
3. 第 1 項にかかわらず、①三菱 UFJ ニコス所定の MUFG カード通信販売加盟店規約に係る契約（同規約の内容に即した双方調印型の契約を含むものとし、以下「MUFG カード通信販売加盟店契約」という。）を締結している加盟店が三菱 UFJ ニコス所定の MUFG カードカードシステムにより売上処理した場合は MUFG カード通信販売加盟店契約が適用されるものとし、②三菱 UFJ ニコス所定の DC 通信販売加盟店規約に係る契約（同規約の内容に即した双方調印型の契約を含むものとし、以下「DC 通信販売加盟店契約」という。）を締結している加盟店が三菱 UFJ ニコス所定の DC カードシステムにより売上処理した場合は DC 通信販売加盟店契約が適用されるものとし、

第 2 条（定義）

1. 「加盟店」とは、本カードシステムに加盟を申込み、当社が加盟を承認した法人または個人をいいます。
2. 「指定カード会社」とは、次のホームページに掲載されている各社その他将来において本カードシステムを利用したクレジットカードを発行する各社をいいます。
(URL) <http://cr.mufg.jp/corporate/company/overview/group.html>
3. 「提携会社」とは、クレジットカードの取扱いに関し当社が提携または加盟する法人その他の団体（MasterCard Asia/Pacific Pte. Ltd.、Visa Worldwide Pte. Limited および将来提携または加盟する法人その他団体を含む。）をいいます。
4. 「カード」とは、次の各号のクレジットカードをいいます。
 - ①三菱 UFJ ニコスが特別に定める意匠・規格に基づき、当社、三菱 UFJ ニコスまたは指定カード会社が作成発行するクレジットカード（番号、記号その他の符号を含む。）
 - ②提携会社所定のサービスマークが表示されているクレジットカード（番号、記号その他の符号を含むものとし、以下「提携ブランドカード」という。）のうち、当社が加盟店における取扱いを認めたもの。
5. 「会員」とは、カードを正当に所持する個人または法人をいいます。

6. 「信用販売」とは、本規約および当社所定の手続きに基づき、加盟店が会員に対して商品もしくは権利の販売または役務の提供（以下、商品、権利および役務を総称して「商品等」という。）を行う場合に、加盟店が会員から当該商品等の代金または対価（以下「商品代金等」という。）を直接受領することなく、会員に対して商品等を販売または提供することをいいます。
7. 「通信販売」とは、加盟店が原則として加盟店の宣伝媒体において、加盟店の取扱う商品等を広告することにより、会員がカードの提示および署名によらずに会員番号・有効期限・会員氏名など必要な取引事項を加盟店に郵送・電話・ファクシミリ・その他の通信手段等で伝達することにより商品等の購入または提供を受けること（以下「商品購入等」という。）を申込み、カードにより当該商品代金等の決済を行う信用販売取引をいいます。
8. 「カード取扱店舗」とは、通信販売を行う店舗、施設およびウェブサイトをいいます。
9. 「継続的役務等」とは、電話・コンピュータ通信等の利用代金等継続的に発生する役務または権利をいいます。
10. 「信用照会端末機」とは、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）、CCT（クレジット・センター・ターミナル）等、カードの有効性を照会するための当社所定のカード信用照会端末機またはシステム（J-Mups 等）をいいます。
11. 「売上票」とは、当社が加盟店に交付する帳票であって、加盟店が通信販売した際に商品代金等の額その他の当社所定事項を当社所定の様式に従って記入するものをいい、「売上集計表」とは、これに売上票を添付して、加盟店が当社に対し当該通信販売に係る商品代金等、税金および当社が認める料金等（以下「通信販売代金」という。）の立替払いを請求するために当社が加盟店に交付する帳票をいいます。
12. 「電子商取引」とは、第7項に定める通信販売のうち、パソコン通信やインターネット通信（以下、総称して「コンピュータ通信」という。）など、オンラインにより会員の申込みを受付ける信用販売取引をいいます。
13. 「カード会社等」とは、三菱UFJニコス、指定カード会社、提携会社および提携ブランドカードの発行会社をいいます。
14. 「クーリングオフ」とは、会員からの特定商取引に関する法律に基づく通信販売の申込みの撤回または通信販売の解除をいいます。
15. 「通信販売額」とは、加盟店が売上票に記載できる金額をいいます。
16. 「本規約等」とは、本規約および本規約に付帯または関連する規約・特約等を総称していいます。
17. 「当社イシューのカード」とは、当社が発行し、かつその利用代金の会員に対する請求を当社が行うカードをいいます。
18. 「取消伝票等」とは、当該通信販売に係る売上票に記載された通信販売額と同額を記載した取消に係る売上票または取消データをいいます。
19. 「売上票等」とは、加盟店が提出した売上票または売上データをいいます。
20. 「継続的取引契約」とは、会員との間で通信販売により継続的に商品等を引渡しまたは提供する契約をいいます。
21. 「秘密情報」とは、本契約に基づく通信販売を行ううえで知り得た、会員番号などを含む会員に関する個人情報および当社の営業上その他の機密情報をいいます。
22. 「業務代行者」とは、加盟店が業務委託した第三者をいいます。
23. 「信用照会端末機等」とは、信用照会端末機および端末識別番号（信用照会端末機を識別するために三菱UFJニコス所定の基準に従い当社が当該信用照会端末機ごとに割り当てた番号をいう。）を総称したものをいいます。
24. 「暴力団員等」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴

力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。

第3条（カード取扱店舗）

- 1.加盟店は、あらかじめ所定の方法で、カード取扱店舗を当社に届出、当社の承認を得るものとします。
- 2.加盟店は、申込みの誘引に使用する書面、ホームページ等に当社の指定する加盟店標識を表示するものとします。
- 3.加盟店は、ホームページ等に表示する商品や役務のほかに、わかりやすく加盟店名称を表示するものとします。
- 4.加盟店は、当社が会員のカード利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに、印刷物などに、加盟店の商号、屋号その他営業に用いる名称および所在地などを掲載または表示することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
- 5.加盟店はカード取扱店舗に対して、本規約を周知徹底させ、遵守させるものとします。なお、管理する範囲は加盟店が業務委託する部分も含むものとします。
- 6.加盟店は次の各号に掲げるデータ等を、加盟店の責任において7年間保管するものとし、当社から当該データ等の請求があった場合、速やかにそれらを提出するものとします。なお、当該データ等は第三者には交付できないものとします。
 - ①申込データ（第7条第6項に定義）およびこれに対するその後の処理経過。
 - ②発送簿、その他の商品等が発送済みまたは提供済みである旨の記録。
 - ③運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証する書面。
 - ④通信販売した商品等を会員が受領したことを証する書面。
- 7.会員に提供する商品等が、継続的役務等である場合、加盟店は、当社が別途定める NICOS 登録型通信販売加盟店特約に従うものとします。

第4条（信用照会端末機その他の機器等）

- 1.加盟店は、当社に対し、信用照会端末機の設置を申込みことにより、当社から信用照会端末機を購入または有償で貸与を受けることができます。
- 2.加盟店は、売上票、売上集計表等の通信販売関係書類、信用照会端末機、加盟店標識・サービスマーク（デジタルデータ化されたものを含む。）等の用度品を通信販売を行うために使用するものとし、これらを通信販売以外の目的に使用し、また、これらを第三者に使用させてはならないものとします。

第5条（取扱いカード）

- 1.加盟店は、会員が伝達したカード有効期限、会員番号、会員氏名の様式要件が具備されているカードを有効なカードとして取扱うものとします。
- 2.当社は、前項に適うカードであっても、会員のカード利用状況等により、特定カードについて、通信販売の取扱いをできない旨の指定（無効カード通知）を行うことができるものとします。

第6条（取扱商品）

- 1.加盟店は、通信販売における取扱商品等の概要について、原則として事前に当社に届出るものとし、当社の承認を得るものとします。なお、当社の承認を得た後に、商品等の内容を変更する場合についても同様とします。
- 2.加盟店は、当社の承認を得た後においても、当社より商品等について、取扱中止要請があった場合は、その指示に従うものとします。

3.加盟店は以下の商品等を本規約において取扱うことはできないものとします。

- ①金券、金地金、有価証券。
- ②公序良俗に反するもの、およびそのおそれのあるもの。
- ③銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、薬事法その他の関連法令の定め違反するもの、およびそのおそれのあるもの。
- ④第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他権利などを侵害するもの、およびそのおそれのあるもの。
- ⑤当社が加盟店に対し通知または公表（当社または三菱 UFJ ニコスのホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。）する当社または提携会社が加盟店における取扱いを禁止した商品等。
- ⑥その他当社が不適当と判断したもの。

4.加盟店は、原則として旅行商品・酒類・米類などの販売または提供にあたり許認可を得るべき商品等の通信販売をする場合は、あらかじめ当社にこれを証明する関連証書類を提出し、当社の承諾を事前に得るものとします。また、加盟店が前記の許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当該商品等の通信販売を取扱わないものとします。

5.加盟店は、当社が承認した場合以外は、ギフトカード・商品券・印紙・切手および当社が別途指定する商品等について通信販売を行わないものとします。

6.加盟店は、コンピュータ関連ソフトウェアやデジタルデータ等(動画ファイル、音楽ファイル等含む。以下同じ。)のコンピュータ通信によるダウンロード(ストリーミングを含む。)など、配送を伴わない商品等を取扱う場合は、あらかじめ当社の指定する方法により通信販売を行うものとします。

第7条(通信販売の申込・受付)

1.加盟店は、会員から通信販売を求められた場合、本規約および別途定める「カードお取扱いの手引き」に従い、当該会員に対して通信販売を行うものとします。

2.加盟店は、会員から商品購入等の申込みを、郵送・電話・ファクシミリ・コンピュータ通信などの手段により受け付けるものとします。

3.加盟店は、申込み受付を郵送・ファクシミリで行う場合、申込書の書式についてあらかじめ当社の了解を得たうえで使用するものとします。

4.加盟店は、電子商取引の場合は、通信販売に関して送受信するデータについて、当社があらかじめ適当と認める方法による暗号化の処理を施してからデータの送受信を行うものとします。なお、コンピュータ技術の向上などに伴い、当社が必要と認めた場合には、加盟店は、加盟店の負担において、暗号化の方法を当社の指示に従い変更するものとします。

5.加盟店は、あらかじめコンピュータ通信等に用いるデータの構造、様式、会員のコンピュータに表示されるデータ入力画面の見本(ハードコピー)を当社に提出し、当社の承諾を得るものとします。

6.加盟店は、会員より通信販売の申込みがあった場合は、会員から次の事項(以下「申込データ」という。)を伝送・送信もしくは送付させ、またはこれらの事項を聴取して、記録するものとします。

- ①会員の氏名・住所および連絡先。
- ②会員番号。
- ③カードの有効期限。
- ④商品等の名称および申込個数ならびに商品代金等の額(税・送料等の付帯費用を含む金額)。

⑤会員のカード利用代金の支払方法。

⑥商品等の配送先。

⑦その他当社が必要と認める事項。

7.加盟店は、電子商取引においては、申込受付に際し、消費者保護の観点から以下の対応・措置を講じるものとします。

①システム障害によるトラブルなど、予想されるトラブルにつき、一方的に会員が不利にならないように取り計らうものとし、会員が理解できるようあらかじめ告知すること。

②会員に対し商品購入等の申込の仕組みを提示し、会員と加盟店との間の商品購入等の申込時期を会員が明確に認識できるよう措置を講じること。

③会員との間で二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。

④申込受付に際しては、その受付内容を郵送・電話・ファクシミリやコンピュータ通信などの手段により会員に通知し、会員の購入申込みの意思を確認すること。

8.加盟店は、申込データおよびそれに対するその後の処理経過をコンピュータ・ファイル等に、取引日ごとに整理して記録するものとします。

9.加盟店は、カードの暗証番号について会員に送信等させてはならないものとします。

第8条（通信販売の方法）

1.加盟店は、申込データを受付けたときは、その受付分全件について、当該会員の本人確認およびカードの有効性の確認を当社所定の方法により行い、当社（当社が三菱UFJニコスでない場合は、当社の業務委託先である三菱UFJニコスを含む。以下本条において同じ。）から通信販売の承認を得るものとし、当社からの承認が得られない場合は、当該申込データに係る通信販売を行わないものとします。当社が承認した場合は、承認番号を付与するものとします。

2.当社から承認を得て通信販売を行う場合には、当社所定の売上票に会員番号・会員氏名・有効期限などを記載し、加盟店名・第9条に定める通信販売の種類（1回・分割・リボ等）・承認番号・通信販売日（カード売上日）・支払回数・金額・商品等の名称・型式・数量など所定の事項を記入のうえ、通信販売を行うものとします。

3.加盟店は、商品もしくは権利についてはその発送日または配信日、役務についてはその提供日を通信販売日として、申込データに基づき当社所定の売上票を作成するものとします。

4.加盟店は、前各項による通信販売を行った後、会員に対し売上票の控を交付し、または売上票の記載事項を通知もしくは表示するものとします。

5.加盟店は、割賦販売法が適用される通信販売の場合、同法に定める事項を記載した書面を遅滞なく会員へ交付するものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとします。

6.加盟店は、本条各項に定める事項を善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。

第9条（通信販売の種類）

1.加盟店が取扱うことができる通信販売の種類は、1回払い、2回払い、分割払い（ボーナス併用分割払いを含む。）、ボーナス一括払いおよびリボルビング払いとします。なお、1回払い以外の通信販売の種類については、当社が承認したカード取扱店舗に限り取扱いができるものとします。また、分割払いの分割回数は当社が認める回数を取扱うものとします。

- 2.前項にかかわらず、カード会社等のうち、日本国外の会社または組織・金融機関が発行するクレジットカードの取扱いについては、1回払いのみとします。
- 3.通信販売の種類のうち、第1項のボーナス一括払いの通信販売取扱期間は別表（ボーナス一括払いの通信販売取扱期間）のとおりとします。

第10条（通信販売に関わる広告）

- 1.加盟店は、加盟店の計算と責任において通信販売に関する広告（オンラインによる広告を含む。）の企画・制作を行うものとします。
- 2.加盟店は、通信販売に係る広告を行うにあたり、以下の事項について表示するものとし、会員の判断に錯誤を与えるおそれのある表示、公序良俗に反する表示は避けるものとします。また、当社から訂正・削除の申し出があった場合は直ちにその申し出に従うものとします。
 - ①加盟店の名称。
 - ②加盟店の屋号・商号。
 - ③加盟店の住所、電話番号（電子商取引においては電子メールアドレスを併記）。
 - ④通信販売により取扱う商品等。
 - ⑤加盟店の責任者名および責任者への連絡方法。
 - ⑥商品代金等の額、送料、その他必要とされる料金。
 - ⑦商品等の引渡しまたは提供時期。
 - ⑧商品代金等の支払の時期および方法。
 - ⑨商品等の返品・取消に関する説明。
 - ⑩消費者の個人情報保護に関する説明。
 - ⑪ホームページサイトにおけるセキュリティに関する説明。
 - ⑫電子商取引においては当該データを暗号化しても完全に機密性が保持できないこと、およびデータの機密性が保持できなかった場合でも当社には全く責任がない旨の警告文。
 - ⑬その他、法令等により表示が義務づけられた事項および当社が必要と認める事項。
- 3.加盟店は、社団法人日本通信販売協会が定める返品および広告に関する自主基準を尊重するものとします。
- 4.加盟店は、広告宣伝費用、会員との契約締結費用等、会員との取引に要する費用を負担するものとします。
- 5.加盟店の広告媒体はすべて本規約の対象とし、加盟店は、それぞれの媒体にカードが使用できる旨明示するものとします。
- 6.加盟店は、商品等の価格表示については、すべて円建てで行うものとします。

第11条（商品等の引渡し・提供・返品）

- 1.加盟店は、会員に通信販売を行う場合、安全確実な方法により会員の指定する場所に速やかに（原則として通信販売の申込み受付日から起算して2週間以内）、商品等を引渡しまたは提供するものとします。ただし、商品等の引渡しまたは提供に遅延が生じる場合は、会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期等を通知するものとします。
- 2.加盟店は、会員が商品等の送付先として郵便局内私書箱・私設私書箱などの商品等の受領確認が不明確となるおそれのある住所を指定した場合、当該住所に商品等を発送しないものとし、会員に商品等発送ができない旨連絡するものとします。発送した場合は当該通信販売代金およびこれによって生じた紛争について加盟店が全責任を負うも

のとします。

- 3.加盟店がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、当社が事前に承認した加盟店所定の方法による会員の購入承諾をもって商品等の発送とみなすものとします。
- 4.加盟店は、通信販売に係る商品等を複数回に分けてまたは継続的に引渡しもしくは提供する場合には、会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期、引渡期間または提供時期、提供期間を通知するものとします。また、この場合において、加盟店の事由により商品等の全部または一部の引渡しまたは提供が不能または困難となったときは、加盟店は直ちにその旨を会員および当社に連絡するものとします。
- 5.加盟店は、クーリングオフを受付けるものとし、その旨を販売時点において表示するものとします。ただし、クーリングオフを受付けないことについて特定商取引に関する法律の定めるところにより所定の表示をした場合には、この限りでないものとします。
- 6.加盟店は、会員からのクーリングオフを受付けた場合には、当該クーリングオフに係る商品等が返却到着した日を基準日（カード売上日）として申込取消を受付け、第 21 条に従い処理するものとします。

第 12 条（通信販売における遵守事項等）

- 1.加盟店は、当社が加盟店に交付した売上票または当社が事前に承認した売上票を用いて通信販売するものとし、他の加盟店等が交付を受けた売上票を流用することはできません。また、当社から交付を受けた売上票は加盟店の責任において保管、管理し、他に譲渡す等の行為は一切できません。
- 2.加盟店は、売上票が汚損、破損等し、売上票の記載事項の全部または一部の読取が不能なもの（不鮮明なものを含む。）は取扱うことはできません。また、売上票記載金額の訂正はできません。
- 3.通信販売額は、当該通信販売に係る通信販売代金に限られるものとし、現金の立替、過去の売掛金等またはこれらを含めた金額を通信販売額として記載することはできません。また、通信販売額、売上日、通信販売の種類等につき不実の記載をしてはならないものとします。なお、記載金額に誤りがある場合には、当該売上票を破棄し、新たに第 8 条第 3 項の手続きにより売上票を作成するものとします。また、通常 1 枚の売上票で処理すべき通信販売額を分割して複数の売上票で処理することはできません。
- 4.加盟店は、第三者が有する債権を当該第三者から譲受けまたは当該第三者に代わって加盟店による通信販売に係る債権として当社に立替払請求することはできません。
- 5.加盟店は、当社の承認のないカード取扱店舗での通信販売の取扱いはできないものとします。
- 6.前各項の他、加盟店は、本規約等または法令、商慣習等に反した通信販売の取扱いはできません。
- 7.利用申し出のあるカードにつき、申し出をした者と会員の名義や性別が整合しない場合、同一人物が異なる名義の複数のカードの利用を申し出る場合、あるいは異常に大量または高価な購入申込みの場合、換金を目的としたカード利用の疑いがある場合等、通信販売の申込みの不審な点が認められる場合は、加盟店は、当社に連絡して、当社の指示に従うものとします。
- 8.加盟店は、当社が加盟店に対し通知または公表（当社または三菱 UFJ ニコスのホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による）する当社または提携会社が加盟店における取扱いを禁止した商品等の通信販売、違法なもしくは公序良俗に反する商品等の通信販売、違法もしくは不適切な方法による商品等の通信販売およびその他のこれらに類する不正、不健全な通信販売をしてはならないものとします。
- 9.加盟店は、当社以外のカード会社等（以下「他のカード会社等」という。）との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、会員から当社イシューのカードによる通信販売を求められた場合には、当該

通信販売の承認を他のカード会社等から得てはならないものとします。ただし、システム障害により当社からの通信販売の承認を得られない場合等やむをえない場合はこの限りではありません。

10.加盟店は、他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、加盟店が会員からカードに係る情報（カードの券面に記載された会員番号・生年月日等に係る情報を含むが、これらに限られない。）の提供を受け、当社にその有効性を確認したカードによる通信販売を求められた場合には、当該通信販売の承認を他のカード会社等から得てはならないものとします。ただし、システム障害により当社からの通信販売の承認を得られない場合等やむをえない場合はこの限りではありません。

11.加盟店は、他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、第8条第1項に基づき当社から通信販売の承認を得た場合には、他のカード会社等に対し、当該承認を得た通信販売に係る通信販売代金の立替払いの請求または当該通信販売に係る債権の譲渡を行ってはならないものとします。ただし、システム障害により当社に対する立替払いの請求が不能となった場合等やむをえない場合はこの限りではありません。

12.加盟店は、提携会社のロゴ・マーク等の使用について、提携会社の定める基準または当社もしくは提携会社の行う指示に従って行うものとします。また、加盟店は、提携会社のロゴ・マーク等の使用・表示については、加盟店契約の終了または当社もしくは提携会社が停止を通知した場合には停止するものとします。

13.加盟店は、その事業の遂行（本規約に基づく通信販売に限らない。）において、当該加盟店に適用される一切の法令および行政通達等を遵守しなければならないものとします。

第13条（信用照会端末機による通信販売）

1.加盟店は、当社が認めた信用照会端末機を設置した場合は、すべての通信販売について信用照会端末機を使用してカードの有効性を確認し、当社からの通信販売の承認を得るものとします。この場合、その他の取扱手続きは第8条に準じるものとします。

2.加盟店は、信用照会端末機の使用にあたり、当社が別に定める信用照会端末機に関する規約等を遵守するものとします。

3.信用照会端末機の故障、電話回線障害等客観的かつ正当な理由で信用照会端末機が使用できない場合には、加盟店は第8条に定める手続きにより通信販売を行うものとします。

第14条（無効カード等の取扱い）

加盟店は、次の各号のいずれかに該当するときは、カード利用申込者に対する通信販売を拒絶し、直ちに当社（当社が三菱UFJニコスでない場合は、当社の業務委託先である三菱UFJニコスを含む。以下本項において同じ。）にその事実を連絡し、かつ当社からの指示を仰ぎ、これに従うものとします。

- ①当社から無効を通知されたカードの利用申し出を受けたとき。
- ②申込者が会員本人以外であると疑われるとき。
- ③カード使用状況が不審と思われるとき。

第15条（円滑な通信販売）

1.加盟店は、通信販売に関し、会員に対して掲示等する広告その他の書面等ならびに通信販売の方法について、割賦販売法、特定商取引に関する法律、景品表示法、消費者契約法、個人情報保護法その他の法令等を遵守するものとします。

2.加盟店は、電子商取引においては会員に関する一切の情報およびシステムを第三者に閲覧・改ざん・破壊されない

ためのセキュリティ保持のための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとし、このセキュリティ保持のための措置義務が守られなかった場合、加盟店はその全責任を負うものとし、

- 3.当社は、加盟店の行う通信販売について会員等から苦情があった場合、その他当社が必要と認めた場合には、その通信販売が当社に届出たところから行われているかどうか、および通信販売方法等が法令等に適合しているかどうか、適宜調査することができるものとし、加盟店はこの調査に協力するものとし、
- 4.当社は、加盟店の行う通信販売について加盟店の取扱商品等または通信販売方法等が本規約に基づく通信販売として不適当と判断した場合、加盟店のセキュリティ保持のための措置を不適当と判断した場合、または、会員等からの苦情対応のため必要と判断した場合には、加盟店に対しこれらの変更・改善等の措置を請求できるものとし、加盟店は、当社からの請求に応じて、直ちに変更・改善等の措置をとるとともにその結果を当社に通知します。
- 5.前項の場合、当社は、加盟店による変更、改善等の措置がとられるまでの間は、通信販売を禁止等またはこれとともに通信販売に係る通信販売代金の立替払いを留保することができるものとし、なお、留保金には利息を付さないものとし、

第 16 条（不利益な取扱いの禁止）

加盟店は、有効なカードの利用を申し出た会員に対して正当な理由なくして通信販売を拒絶し、または直接現金での支払いもしくは当該カード以外のクレジットカードその他の支払手段による支払いを要求する等の行為はできないものとし、また、会員に現金客と異なる代金等を請求する、または、取扱商品等もしくは通信販売の対象とする商品代金等の額につき制限を設けるなど、会員に不利益となる差別的な取扱いをすることはできないものとし、

第 17 条（立替払いの請求）

- 1.加盟店は、通信販売に係る売上票を通信販売の種類ごとに取り纏め当社所定の売上集計表に添付して通信販売を行った日から原則として 10 営業日以内（別途当社が通知する場合にはその期限まで）に当社所定の方法により当社宛提出し、通信販売代金の立替払いの請求を行うものとし、
- 2.加盟店は、当社が特に認めた場合は売上集計表および売上票の提出に代えて、当社所定の規格に対応した売上データを提出することにより、通信販売代金の立替払いの請求をすることができるものとし、この場合、当社が売上票の提出を求めたときは、加盟店は速やかに提出するものとし、また、当該売上データが当社のコンピュータによって事故なく読み込まれたときをもって、請求の効力が発生するものとし、

第 18 条（立替払い）

- 1.当社の加盟店に対する通信販売代金の立替払いについては、当社が加盟店より提出を受けた売上集計表および売上票の当社到着日（ただし、第 17 条第 2 項の方法により請求する場合には、売上データが当社において事故なく読み込まれた日）を基準とし、通信販売の種類区分に応じて、別表（売上の締切日・立替払い日）に定める各締切日までに到着した分を、当該各締切日に対応する別表（売上の締切日・立替払い日）に定める立替払い日に、当該到着分に係る通信販売代金から第 19 条に定める所定の加盟店手数料を差引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振込む方法により行うものとし、ただし、別途、加盟店と当社が個別に合意した場合には、当該合意内容に従うものとし、
- 2.前項の当社からの支払日が金融機関休業日の場合、支払日が 15 日のときは翌営業日、月末日のときは前営業日を支払日とし、
- 3.当社は、第 1 項の支払いを第三者に委託できるものとし、

第 19 条（加盟店手数料）

加盟店は、当社に対して通信販売に係る加盟店手数料を支払うものとし、加盟店手数料は、通信販売額に対して

当社所定の料率を乗じた額とし、1円未満は四捨五入とします。

第20条（商品の所有権移転）

- 1.加盟店が会員に通信販売を行った商品の所有権は、第18条に基づき当社から加盟店宛に支払いが行われた時に加盟店から当社に移転するものとします。ただし、当社から支払われた後に、第11条第6項、第21条、第25条等に基づき通信販売代金の支払いが取消された場合、当該商品の所有権は加盟店が支払済の通信販売代金を当社に返還したときに加盟店に復帰するものとします。
- 2.加盟店が、偽造、変造、模造されたカードの使用、第三者によるカードの使用等により、会員本人以外の者に対して誤って通信販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し支払いを行った場合には、通信販売を行った商品の所有権は、当社に帰属するものとします。なお、この場合にも第1項のただし書の規定を準用するものとします。
- 3.通信販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、当社が必要と認めるときは、当社は、当社の加盟店に対する通知の有無にかかわらず、加盟店に代って商品を回収することができるものとします。

第21条（キャンセル処理）

- 1.会員から通信販売の取消、もしくは解約、商品等の返品、変更等の申し出（ただし、第22条第1項を理由とする申し出を除く。）があり、加盟店がこれを受け入れる場合には、加盟店は取消伝票等に当社所定の事項を記載して、第17条に準じて当社に提出するものとします。
- 2.前項の取消伝票等に係る通信販売代金が既に当社より加盟店に支払済の場合、加盟店は当社の請求により当社所定の方法で当該支払済の通信販売代金を当社に返還するものとします。また、当社は、次回以降に支払予定の通信販売代金よりこれを差引くことができるものとします。なお、次回以降に支払予定の通信販売代金が差引くべき金額に足りないときは、加盟店は当社の請求によりその不足額を支払うものとします。

第22条（商品等の瑕疵・会員のカード利用否認）

- 1.加盟店は、通信販売した商品等につき、その全部または一部の引渡しもしくは提供がない場合、通信販売した商品等につき瑕疵があり、または故障等が生じた場合、会員から自己のカード利用によるものではない旨の申し出があった場合、通信販売の勧誘方法、広告方法、販売方法、商品等の引渡し・提供方法、商品等のアフターサービス上、その他の事由により会員から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより会員との間で紛議等が生じた場合、加盟店の責任において、対処、解決にあたるものとします。
- 2.前項の場合において、会員またはカード会社等が当社に対するカード利用代金の支払いを拒んだ場合もしくは会員またはカード会社等の当社に対する当該支払いが滞った場合、当該通信販売代金の加盟店に対する支払いは以下のとおりとします。
 - ①当該通信販売代金が支払前の場合、当社は当該通信販売代金の支払いを留保できるものとします。
 - ②当該通信販売代金が支払済の場合、加盟店は当社から請求あり次第直ちに当該通信販売代金相当額を返還するものとします。
 - ③当社が加盟店に通知した日から2ヶ月以内に前項の紛議等が解消した場合、当社は加盟店に当該通信販売代金を支払うものとします。
- 3.加盟店は、第1項の紛議等の解決にあたり、当社の事前の承諾なく、当該会員に対して商品代金等を直接返還しないものとします。これに反したことにより生じる一切の責任は加盟店の責任とします。

第23条（支払停止の抗弁）

- 1.会員がカード会社等からのカード利用代金の請求に対し、支払停止の抗弁を主張したことが判明したときは、当社

は加盟店にその旨を通知するものとし、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとし、

2.前項に該当する場合、当該代金の加盟店に対する支払いは第22条第2項を準用します。

3.第1項の抗弁事由の解消に際しては、第22条第3項を準用します。

第24条（期限の利益の喪失・相殺）

1.加盟店が本契約または当社との他の契約に基づくいずれかの債務の一つでもその支払いを遅滞した場合、当社からの請求によって、加盟店は当社に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、この場合、当社は、書面により通知するものとし、

2.当社は、当社が加盟店に対して有する一切の債権（本契約に基づく債権に限らない。）と、当社が加盟店に対して負担する一切の債務（本契約に基づく債務に限らない。）とを、その支払期限の如何にかかわらず、対当額をもっていつでも相殺することができるものとし、この場合、当社は書面により通知するものとし、

3.相殺にあたっての、手数料および利息等の計算は、その期間を相殺通知の到達の日までとします。

第25条（支払いの留保・支払金の返還）

1.当社は、第18条の規定にかかわらず、売上票または売上票に係る通信販売が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該通信販売に係る当社の承認番号の有無にかかわらず、加盟店に対し当該通信販売に係る通信販売代金の支払いを行わないものとし、また、当該通信販売代金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに当該代金を返還するか、または当該代金を加盟店に対する次回以降に支払予定の通信販売代金から差引くことにより返還するものとし、

①会員より自己の利用によるものではない旨の申し出が、当社、三菱UFJニコス、他のカード会社等または加盟店にあったとき。

②売上票等が正当なものでないとき、または売上票等の記載内容に不実不備があるとき。

③本規約に基づき取扱うことのできるカード以外のカードにて通信販売を行い、当社宛に支払請求をしたとき。

④第6条第3項、第8条、第12条、第14条に反して、通信販売を行ったとき。

⑤通信販売を行った日から10日を超え、60日以内に当社へ到着した売上票等であって、当該売上票等に係る会員のカード利用代金が、当社において会員より回収することが困難または不能（他のカード会社等の当社に対するカード利用代金の支払拒絶や支払取消によって回収が困難または不能となった場合を含む。）となったとき。

⑥通信販売を行った日から60日を超えて当社に到着した売上票等であるとき。

⑦原因となる通信販売に関し、第22条第1項の苦情、紛議等については加盟店もしくは、会員またはカード会社等から当社が通知を受けた日から、また第23条の抗弁事由については加盟店が当社から通知を受けた日から2ヶ月を経過しても解決しないとき。

⑧会員が商品等の売買契約または役務提供契約を解約したにもかかわらず、第21条に定める手続きを行わないとき。

⑨加盟店の事情により、会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき。

⑩加盟店が第40条に定める調査、報告、資料の提出または協力をしないとき。

⑪加盟店から提出された売上票等・売上請求に疑義があることを理由として第40条に定める調査が開始された場合において、当該調査開始日から30日が経過してもなお当該疑義が解消しないとき。

⑫当社が本規約第36条に基づき本契約を解除した日以降または第35条により加盟店または当社が本契約を解約するために申し出た指定解約日以降に通信販売されたものであるとき。

⑬第 17 条第 2 項に基づき売上データの提出を認められている加盟店が、当社の求めに対して売上票を速やかに提出しないとき。

⑭その他、通信販売が本規約等のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。

2. 当社は、第 18 条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が解消するまでの間、通信販売代金その他当社が加盟店に支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

①当社が、加盟店から提出された売上票等・売上請求に疑義がありと判断したとき。

②加盟店が第 36 条各号に掲げる事由に該当したときまたは該当するおそれがあると当社が認めたとき。

③当社が、売上票等または売上票等に係る通信販売について前項各号のいずれかに該当するまたはそのおそれがあると認めたとき。

④加盟店が、当社との本契約以外の加盟店契約について、その支払留保事由に該当したとき。

3. 前項の支払留保後に当該留保事由が解消し、当社が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に対し当該相当と認めた金額を支払うものとします。なお、この場合、当社は加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし、加盟店はこれらを当社に請求しないものとします。

第 26 条（会員との継続的取引の中途解約等）

1. 加盟店は、継続的取引契約を締結した場合において、当該会員が法令に基づき当該継続的取引契約の中途解約を申し出たとき、または、当社の承認を得たうえで当該会員との合意により当該継続的取引契約を中途解約するときは、直ちにその旨と継続的取引契約の中途解約に伴う当該会員と合意した内容の精算方法を当社へ通知するものとします。

2. 会員の申し出が前項のクーリングオフもしくは契約解除に該当したときは、当社の加盟店に対する支払いは第 25 条によるものとします。

3. 会員の申し出が中途解約に該当し、会員の当社に対する未払金がある場合には、加盟店所定の中途解約基準に基づき、当社所定の書面により下記のとおり立替払い契約の精算手続きを行うものとします。

①加盟店は、会員のカード利用代金のうち未提供役務（商品が返品される場合の商品代金を含む。）に相当する金額を、当社に対し、会員の申し出の日より 10 日以内に返還するものとします。なお、加盟店は契約解除または中途解約に係る違約金などの精算は会員との間で行うとともに当社に対し所定のキャンセル手数料を支払うものとします。

②当社は、前号により加盟店より返還を受けた金員を、会員の当社に対する立替払い残債務に充当するものとします。

③加盟店は、第 1 号により当社に返還した金員が会員の当社に対する債務の全額に満たない場合には、当社の指示により、会員に対し、残額の支払義務があることを伝えるものとします。

④第 1 号により加盟店が当社に返還すべき金額が、会員の当社に対する債務額を超過するときは、加盟店は、事前に当社の承認を得て超過部分のみを直接会員に返還することができるものとします。

4. 会員の申し出が中途解約に該当し、会員の当社に対する未払金がない場合には、中途解約に伴う精算は、会員と加盟店との間で行うものとします。

第 27 条（加盟店料、加盟店標識代金など）

1. 加盟店は、当社所定の加盟店料を負担する必要があることを承認するものとします。また、加盟店は有料の加盟店標識、サービスマーク（デジタルデータ化されたものを含む。）、その他備品などに対し、当社所定の代金を支払うも

のとします。

- 2.加盟店は、本契約が終了した場合であっても、前項の加盟料、その他の代金を返却されなくとも異議ないものとします。

第 28 条（商品等の受領書）

加盟店は、当社が求めた場合は、通信販売に係る会員の商品等の受領書または通信販売した商品等の明細書を当社に提出するものとします。

第 29 条（地位の譲渡等）

- 1.加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 2.加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入等をできないものとします。
- 3.当社は、本契約上の地位の一部または全部を第三者に譲渡できるものとし、加盟店はあらかじめこれを承認するものとします。

第 30 条（秘密情報の管理責任）

- 1.加盟店は、秘密情報を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、当社の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはならないものとします。また、秘密情報を通信販売を行う目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該秘密情報を破棄または消去等するものとします。なお、加盟店はカードの暗証番号・セキュリティコードについては、たとえ暗号化したとしても、一切保管してはならないものとします。
- 2.加盟店は、自らの責任において、秘密情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理するものとします。また、当社は加盟店に対して秘密情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は当社が指定した基準を遵守するものとします。
- 3.加盟店は、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置をとるものとします。
- 4.加盟店は、秘密情報が第三者に提供・開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を当社に報告するものとします。
- 5.当社は、加盟店に前項の事故が生じたと判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して事故事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。
- 6.加盟店は、第 4 項の事故が生じた場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに当社に報告するとともに被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものとします。なお、加盟店はその調査を自らの負担にて行うものとし、当社が必要と認める場合には、当社は事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店は選定された会社等による調査を行うものとします。また、策定した被害拡大の防止策および再発防止策は直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策および再発防止策の内容を遅滞なく当社に書面にて通知するものとします。当社が別途被害拡大の防止策および再発防止策を策定し、加盟店に実施を求めた場合は、加盟店はその内容を遵守するものとします。
- 7.加盟店の責に帰すべき事由により、第 4 項の事故が生じ、その結果、会員、当社、三菱 UFJ ニコス、カード会社等またはその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の各号に掲げるものが含まれ、かつ、これらに限定されないものとします。
 - ①カードの再発行に関わる費用。

②不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用。

③カードの不正使用による損害額。

④当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害金。以下同じ。）として、提携会社から当社または三菱 UFJ ニコスが請求を受けた費用。

⑤当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等として、カード会社等またはその他の第三者から当社または三菱 UFJ ニコスが請求を受けた費用。

8.本条の規定は、本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第 31 条（業務の委託）

1.加盟店は、当社の承諾なく、本規約等に基づく通信販売に関する業務の全部または一部を第三者に委託することはできないものとします。

2.加盟店は、当社が業務委託を承諾した場合においても、本規約等に定めるすべての義務および責任を免れないものとします。また、業務代行者が委託業務に関連して、当社または他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社または他の第三者の損害を賠償するものとします。

3.加盟店は、業務代行者が本規約等に定める全ての義務および責任を遵守するよう、指導する責任を負うものとします。なお、業務代行者において第 30 条第 4 項の事故が生じた場合、当社は加盟店を通じて業務代行者に被害拡大の防止策および再発防止策を指導できるものとします。また、加盟店は業務代行者が行う委託業務に関し、責任を負うものとします。

第 32 条（変更事項の届出）

1.加盟店は、加盟店申込書に記載し、または別途当社に届出た商号、所在地、代表者、電話番号、カード取扱店舗、業種、取扱商品等、指定金融機関口座その他の事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により届出を行い当社の承認を得るものとします。

2.前項の届出がなかったことにより、当社からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。また、この場合において、当社からの通知、送付書類または振込金等の受領に関し加盟店と第三者との間で紛議が生じた場合、加盟店は自らの責任において解決にあたるものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

3.当社の責によらずに前項の延着、不到着の事態が生じた場合も前項と同様とします。

第 33 条（通信販売の停止）

加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、本契約に基づく通信販売を一時的に停止すること（加盟店が使用する信用照会端末機等の全部または一部の利用を一時的に停止とすることを含む。）ができるものとし、加盟店は当社が再開を認めるまでの間、通信販売（信用照会端末機等の利用停止の場合は当該利用停止に係る信用照会端末機等による通信販売）を行うことができないこととします。なお、加盟店は当社に対し、本項に基づく通信販売の停止を理由として、損害賠償の請求その他の名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとします。

①第 30 条第 4 項に記載する秘密情報に関わる事故が生じた疑いがある場合。

②加盟店が第 36 条各号のいずれかに該当する疑いがある場合。

③加盟店においてカードの不正使用が発生した、または発生し得る疑いがある場合（第 8 条第 1 項に基づき加盟店が当社に承認を求めた通信販売について、当社所定の不正検知システム等によりカードの不正使用の疑いがあると判定された場合を含む。）。

- ④加盟店における通信販売に関して、他のカード会社等より、加盟店においてカードの不正使用が発生した、または発生し得る疑いがある旨の通知を当社が受領した場合。
- ⑤加盟店が1年間以上の期間にわたり、本契約に基づく通信販売を行っていない場合。
- ⑥その他、円滑な通信販売を行ううえで当社が必要と認めた場合。

第33条の2（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1.加盟店は、加盟店および加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにこれらの役員および従業員等が、現在、暴力団員等に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。
 - ①暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2.加盟店は、加盟店または加盟店の代表者その他加盟店の経営に実質的に関与している者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③当社または三菱UFJニコスの取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
- 3.当社は、加盟店が前二項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶することができるものとします。

第34条（定めのない事項、規約の変更）

- 1.加盟店は、本規約に定めのない事項については当社が別に定める「カードお取扱いの手引き」などに従うものとします。
- 2.当社は、当社が金融情勢および社会情勢の変動や加盟店の信用状態の変動等により必要があると認めた場合、第9条の通信販売の種類、第18条の支払条件、第19条の加盟店手数料を、当社が合理的と判断した範囲において変更できるものとします。
- 3.本規約の変更について、当社から規約の変更内容を通知、告知もしくは公表（当社または三菱UFJニコスのホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。）した後または新規約を送付した後に加盟店が通信販売を行った場合には、加盟店は変更内容および新規約を承認したものとみなします。

第35条（契約の期間）

- 1.本契約の有効期間は契約締結日から1年間とします。ただし、加盟店または当社のいずれかが、期間満了1ヶ月前までに書面をもって本契約を更新しない旨の通知をしないときは、更に1年間自動的に更新し、以後も同様とします。

- 2.前項の定めにかかわらず、加盟店または当社は、相手方に対し書面による3ヶ月の予告期間をもって本契約を解約することができるものとします。
- 3.第1項の定めにかかわらず、加盟店が1年間以上の期間にわたり、本契約に基づく通信販売を行っていない場合、当社は加盟店に対し書面による通知を行うことにより、本契約を直ちに解約することができるものとします。
- 4.第1項の定めにかかわらず、加盟店が1年間以上の期間にわたり、本契約に基づく通信販売を行っていない場合において、第36条第1号または第13号のいずれかに該当したときは、本契約は当然に終了するものとします。

第36条（契約の解除）

加盟店が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対し、通知、催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この場合において、当社に損害（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害。）が生じたときは、本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。

- ①加盟店申込書の記載事項または第32条第1項の届出事項を偽って記載または届出したことが判明したとき。
- ②他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用していると当社が判断したとき。
- ③営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。
- ④加盟店または加盟店代表者自らが振り出しもしくは引受けた手形・小切手が不渡りになったとき、もしくは支払停止または支払不能になったとき。
- ⑤差押、仮差押、仮処分の申立てもしくはその命令または滞納処分を受けたとき。
- ⑥破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、私的整理を行う旨の通知があったとき、または合併によらず解散もしくは営業の廃止をしたとき。
- ⑦加盟店またはその代表者もしくはその従業員、その他加盟店の関係者が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、当社が本契約の解除が相当と判断したとき。
- ⑧監督官庁から営業の停止または許認可等の取消の処分を受けたとき。
- ⑨加盟店またはその代表者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めたとき。
- ⑩第25条、第27条等に反し、当社に対する債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該債務の履行をしないとき。
- ⑪第29条に反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行ったとき。
- ⑫会員からの苦情、他のカード会社等からの情報、当社が加盟する加盟店情報機関の登録情報など、外部から得た情報をもとに、当社が加盟店として不適当と認めたとき。
- ⑬当社に届出たカード取扱店舗が所在地に実在しないとき、または当社に届出た電話番号にて当社からの連絡ができないとき。
- ⑭加盟店から提出された売上票等または取消伝票等の成立に疑義があり、当社が加盟店として不適当と認めたとき。
- ⑮加盟店が取扱った通信販売について、無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、またはカード名義人以外の第三者によるカード利用によるものの割合が高いと当社が認めたとき。
- ⑯加盟店が取扱った通信販売について、会員の換金目的によるカード利用の割合が高いと当社が判断したとき、または会員のカード利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な通信販売を行っているときと当社が判断したとき。
- ⑰加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、第30条の秘密情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故

が生じたときと当社が判断したとき。

⑱加盟店が当社の会員であって、当社が会員資格を喪失させる手続きをとったとき。

⑲加盟店またはその代表者が、当社と他の契約において、当該契約に基づく当社に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失したとき。

⑳当社との本契約以外の他の契約について、その契約解除事由に該当したとき。

㉑第 30 条に反するとき。

㉒第 33 条の 2 第 1 項に基づき表明した事項の全部もしくは一部が事実でないとき、またはその疑いがあるとき。

㉓第 33 条の 2 第 2 項に違反したとき、または違反するおそれがあるとき。

㉔その他加盟店が本規約等に違反したとき。

第 37 条（契約終了後の処理）

1. 第 35 条または第 36 条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた通信販売は有効に存続するものとし、加盟店および当社は、通信販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意した場合はこの限りではないものとします。
2. 当社は、加盟店が第 36 条各号のいずれかに該当する場合、加盟店から既に支払請求を受けている通信販売代金について、支払いを取消すか、カード会社等が会員から当該代金の支払いを受けるまで加盟店に対する支払いを留保することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約終了後、直ちに、加盟店の負担において本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止しなければなりません。また、本契約終了以後に会員より通信販売の申込みがあった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本契約に基づく通信販売を中止した旨を告知しなければならないものとします。なお、信用照会端末機を設置している場合には、当社が貸与した信用照会端末機は当社の請求により直ちに返却するものとし、これ以外の信用照会端末機はその使用規約ならびにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとします。

第 38 条（損害賠償責任）

1. 加盟店が本規約等に違反し、その結果、会員、当社、三菱 UFJ ニコス、カード会社等またはその他の第三者に損害（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害。）が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。
2. 加盟店が本規約等に違反し、その結果、当社または三菱 UFJ ニコスが、他のカード会社等またはその他の第三者から損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等の支払請求を受けた場合には、加盟店は当社または三菱 UFJ ニコスに対し、当該請求に係る損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等相当額についても賠償する義務を負うものとします。

第 39 条（遅延損害金）

加盟店が、当社に支払うべき債務の支払いを遅滞したときは、支払うべき日の翌日から支払済まで、年利 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を支払うものとします。

第 40 条（調査・報告、協力）

1. 加盟店は、当社が加盟店に対して加盟店の事業内容・決算内容、会員のカードの利用状況、通信販売の内容・方法・売上票等・売上請求の内容等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提出を求めた場合は、速やかに応じるものとします。

2.加盟店は、盗難・紛失、偽造・変造されたカードによる通信販売、カードの不正使用またはこれに起因する通信販売に係る被害が発生し、当社が加盟店に対し所轄の警察署へ当該通信販売に係る被害届の提出を要請した場合はこれに協力するものとします。また、当社がカードの不正使用防止等について協力を求めた場合は、これに協力するものとします。

第 41 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は全て日本国法とします。

第 42 条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

別表（ボーナス一括払いの通信販売取扱期間）

	夏期		冬期	
取扱期間	7月請求	12月16日～翌年6月15日	12月請求	7月16日～11月15日
	8月請求	12月16日～翌年7月15日	1月請求	7月16日～12月15日

別表（売上の締切日・立替払い日）

通信販売の種類		締切日	立替払い日
1回払い、2回払い、 分割払い、リボ払い		15日	末日
		末日	翌月15日
ボーナス一括払い	夏期	7月請求	6月15日
		8月請求	7月15日
	冬期	12月請求	11月15日
		1月請求	12月15日
			7月末日
			8月末日
			12月末日
			翌年1月末日

NICOS 登録型通信販売加盟店特約

第 1 条 (特約の目的等)

NICOS 登録型通信販売加盟店特約 (以下「本特約」という。) は、当社が特に認めた加盟店が NICOS 通信販売加盟店規約 (以下「原規約」といい、原規約を内容とする加盟店と当社との間の契約を以下「原契約」という。) 第 2 条第 9 項に定める継続的に発生する役務、商品または権利 (以下「継続的役務等」という。) の利用料金 (以下「継続的役務等利用料金」という。) の決済に関する通信販売を行う場合に適用されるものとします。なお、本特約に定めのない事項については原規約の定めに従うものとします。また、本特約の変更については、原規約第 34 条第 3 項に準拠するものとします。

第 2 条 (事前の申請)

1. 加盟店は、継続的役務等利用料金の内容 (継続的役務等の種類、料金体系、その他取引上の重要事項など) について事前に当社に申請し、当社の承認を得るものとします。
2. 加盟店が本特約に基づき取扱うことのできる継続的役務等利用料金は以下のものとします。
 - ① 電話の月次利用料金および当該利用料金に付随する基本料金等。
 - ② コンピュータ通信の月次利用料金および当該利用料金に付随する基本料金等。
 - ③ その他当社が承認したもの。

第 3 条 (ID・パスワードの発行)

加盟店が原規約に従い、継続的役務等利用料金の通信販売を希望する会員からの申込みを受け、通信販売に必要な ID・パスワードを会員に対して発行する場合は、郵送等による通知または当社があらかじめ適当と認める方法による暗号化の処理を施したうえでのコンピュータ通信による通知を行うものとします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第 4 条 (申込時のカードの有効性確認)

加盟店は、会員より継続的役務等利用料金の通信販売の申込みを受けた全件について、当社に対しカードの有効性を確認し、当社が承認したカードを継続的役務等利用料金の決済に利用する申込みに限り、継続的役務等の提供を開始できるものとします。万一加盟店が当社の承認なく継続的役務等の提供を開始した場合、加盟店は当該継続的役務等利用料金全額について原規約第 25 条が適用されることに異議を申し立てないものとします。

第 5 条 (月次定例のカードの有効性確認)

1. 加盟店は、第 2 条第 2 項に定める継続的役務等利用料金を決済するために会員が登録しているカードの有効性を確認するため、当社が指定する期日までに、当社所定のデータフォーマットに基づくデータ (以下「クリーニングデータ」という。) を提出するものとします。
2. 当社は、加盟店が提出したクリーニングデータの照合を行い、当該結果を加盟店と当社が合意した期日までに、当社所定のデータフォーマットに基づき、加盟店に通知するものとします。
3. 前項による照合の結果、無効として通知したカードを継続的役務等利用料金の決済に利用する会員の月次利用料金については、加盟店は、当社が通知を行った日を含む月末までの継続的役務等利用料金に限り当社に対し支払を請求することができるものとし (ただし、原規約および本特約に基づき当社が支払を拒絶できる場合を除く。)、翌月

以降発生した当該会員の継続的役務等利用代金については当社は加盟店に対し原規約第 18 条に基づく支払義務を負わないものとします。

第 6 条（会員への告知義務）

加盟店は、会員から継続的役務等利用代金の通信販売の申込みを受付ける際には、加盟店が定める当該継続的役務等に関する利用約款等に以下の内容を記載し、会員の承諾を得るものとします。

- ①会員は、加盟店に届出るカード（以下「登録カード」という。）により、登録カードの発行会社の会員規約に従い継続的役務等利用代金の支払いを行うこと。
- ②会員が加盟店に対して登録カードを変更する旨の申し出をしない限り、継続的役務等利用代金の支払いは継続して登録カードにより支払うこと。
- ③登録カードの会員番号・有効期限に変更があった場合は、速やかに加盟店に当該変更内容を連絡すること。
- ④登録カードの発行会社により登録カードが更新された場合であっても、更新後のカードの会員番号が更新前の登録カードと変更がない限り、継続的役務等利用代金の支払いを登録カードにより行うこと。
- ⑤登録カードの発行会社より登録カードが再発行される際に、再発行後のカードの会員番号が変更となる場合、当社所定の手続きに従い、更新後のカードの会員番号・有効期限を登録カードとして、継続的役務等利用代金を支払うこと。
- ⑥登録カードの発行会社より、登録カードによる継続的役務等利用代金の支払契約を解除されても異議がないこと。

第 7 条（継続的役務等利用代金の利用限度額）

- 1.当社は第 2 条第 2 項に定める継続的役務等利用代金を登録カードで決済する通信販売において所定の限度額を定めるものとし、加盟店は当該継続的役務等利用代金が当該限度額の範囲内の額である場合に限り当社に対しその支払を請求することができるものとし（ただし、原規約および本特約に基づき当社が支払を拒絶できる場合を除く。）、当該継続的役務等利用代金が当該限度額を超えた場合については当社は加盟店に対し当該超過額のみならず当該継続的役務等利用代金の全額について原規約第 18 条に基づく支払義務を負わないものとします。
- 2.加盟店は、前項に定める限度額を超えて通信販売を行う場合には、事前に当社所定の方法により継続的役務等利用代金に関する通信販売ごとに承認を得るものとします。なお、前項にかかわらず、本項に基づく承認を得た通信販売に係る継続的役務等利用代金については、加盟店は当社に対し支払を請求することができるものとします。

第 8 条（通信販売の種類）

継続的役務等利用代金に係る通信販売の種類は、1 回払いのみとします。

第 9 条（通信販売の方法）

加盟店は、第 2 条第 2 項に定める継続的役務等利用代金の売上票等を作成する場合は、月次の継続的役務等利用代金発生月の月末日を売上日とするものとします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第 10 条（本特約違反）

- 1.加盟店が本特約に違反した場合には、当社は本特約に基づく契約を解除することができ、また、原規約第 36 条により、いつでも原契約を解除できるものとします。
- 2.原契約が解除その他の事由により終了した場合には、本特約に基づく契約も当然に終了することとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。
- 3.加盟店は、理由の如何を問わず原契約または本特約に基づく契約が終了した場合、直ちに継続的役務等利用代金の登録カードによる通信販売を中止し、加盟店に登録されている会員に対して、カードによる通信販売を中止した旨

を速やかに告知するものとします。

加盟店情報の取扱いに関する同意条項

第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1.加盟店およびその代表者ならびに加盟申込みをした個人・法人・団体およびその代表者（以下、これらを総称して「加盟店」という。）は、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という。）および三菱UFJニコスが指定する次項のカード会社（以下総称して「当社」という。）が加盟店との取引に関する審査（以下「加盟審査」という。）、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査、当社の業務、当社事業に係る商品開発もしくは市場調査のために、加盟店に係る次の情報（以下これらの情報を総称して「加盟店情報」という。）を保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用し、かつ当社間で共同利用することに同意します。また、加盟店は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟申込時の審査ならびに加盟後の管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意します。

- ①加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込時および変更届出時に届出た情報。
- ②加盟申込日、加盟店審査、加盟店契約日、加盟店契約終了日および加盟店と当社との取引に関する情報。
- ③加盟店のクレジットカードの取扱状況（他社カードを含む。）に関する情報および取引を行った事実（その取引内容、取引の結果、当該顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実）。
- ④当社が取得した加盟店のクレジットカードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報。
- ⑤加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報。
- ⑥当社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報。
- ⑦官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報。
- ⑧差押、破産の申し立てその他の加盟店に関する信用情報。
- ⑨行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、および当該内容について、加盟店情報機関（加盟店に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。）および加盟店情報機関の加盟会員が調査収集した情報。
- ⑩割賦販売法 35 条の 3 の 5 および割賦販売法 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項。
- ⑪割賦販売法に基づき同施行規則 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および事項。
- ⑫個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項。
- ⑬会員から当社に申し出のあった内容および当該内容について、当社が会員、およびその他の関係者から調査収集した情報。
- ⑭加盟店情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）。
- ⑮加盟店の代表者が他に経営参画する販売店等について、加盟店情報機関に前記⑨乃至⑭に係る情報が登録されている場合は当該情報。

2. 「三菱 UFJ ニコスが指定するカード会社」（以下「指定カード会社」という。）は次のホームページに掲載されている各社をいうものとします。なお、本条にもとづく共同利用の管理責任者は、三菱 UFJ ニコスとなります。

（URL）<http://cr.mufg.jp/corporate/company/overview/group.html>

第 2 条（加盟店情報機関への登録・共同利用の同意）

1. 加盟店は当社が加盟する加盟店情報機関に関して、次の各号について同意します。

- ①当社が、加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報機関に照会し、加盟店に係る下表・Ⅱ.の「登録される情報」欄記載の情報が登録されている場合はこれを利用すること。
- ②加盟店情報（下表・Ⅱ.の「登録される情報」欄記載の情報）が、加盟店情報機関に登録され、加盟店審査、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査のため当社および当該加盟店情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
- ③加盟店情報機関に登録されている加盟店情報が、加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査、加盟店情報の正確性および最新性維持等および消費者保護その他公益のために、加盟店情報機関および当該機関の加盟会員によって共同利用されること。

2. 当社の加盟する加盟店情報機関の名称、所在地、電話番号等は下表・Ⅰ.のとおりです。また、各加盟店情報機関の概要、加盟会員、共同利用する者の範囲、共同利用の管理責任者等については、各加盟店情報機関のホームページにて確認するものとします。

〈表・Ⅰ.加盟店情報機関〉

加盟機関名 （管理責任者）	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
一般社団法人 日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町 ビル 6 階	03-5643-0011	http://www.j-credit.or.jp/
日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター	〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 1 階	03-6738-6626	http://www.jcca-office.gr.jp/

〈表-Ⅱ.加盟店情報機関に登録される情報〉

加盟機関名	登録される情報
一般社団法人 日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	①割賦販売法 35 条の 3 の 5（同施行規則 75 条、76 条）および割賦販売法 35 条の 3 の 20（同施行規則 94 条）における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項。 ②割賦販売法 30 条の 5 の 2（同施行規則 60 条）における包括信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項。 ③個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項。 ④会員会社と加盟店との加盟店契約の申込みを受けた事実とその加盟店審査の結果ならびにクレジット取引を行った事実、その取引内容、取引の結果、会員会社・顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実。 ⑤顧客（契約済みのものに限らない。）から会員会社に申し出のあった内容および当該内容について、会員会社が顧客などの関係者から調査収集した情報。 ⑥行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、および当該内容について、加盟店情報交換センター（以下「センター」という。）およびセンターの会員会社が調査収集した情報。 ⑦センターが興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）。 ⑧前号各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者または個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。 ⑨加盟店の代表者が他に経営参画する販売店等について、加盟店情報機関に前記各号に係る情報が登録されている場合は当該情報。
日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター	①当社に届出た加盟店の代表者の氏名、生年月日、住所等の個人情報。 ②加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報。 ③会員が加盟店情報を利用した日付。

第 3 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 加盟店の代表者は、当社および加盟店情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求の窓口は次のとおりとします。

- ①三菱 UFJ ニコスへの開示請求:下記の NICOS コールセンター宛ご連絡ください。

東日本 03-5940-1122 西日本 052-671-0464 06-6616-0520

②指定カード会社への開示請求:各指定カード会社のお問合せ窓口へご連絡ください。なお、各指定カード会社の連絡先は、以下のホームページにおいて確認することができます。

(URL) <http://cr.mufg.jp/member/group>

③加盟店情報機関への開示請求:第2条表-I.記載の各加盟店情報機関へご連絡ください。

2.万一、当社が保有する加盟店情報または当社が加盟店情報機関に登録した登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には当社は速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第4条 (本同意条項に不同意等の場合)

加盟店は、加盟申込みにあたり、加盟店申込書に加盟店が記載すべき事項の記載もしくは必要な書類の提出を希望しない場合、または本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、当社が加盟申込みの受付を断る場合があることに同意します。

第5条 (契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)

- 1.加盟店は加盟店契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申込みをした事実、内容について当社が利用することおよび加盟店情報機関に一定期間登録され、加盟会員が利用することに同意します。
- 2.加盟店は当社が、加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意します。

第6条 (条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きにより、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。

(14.6.23 改定)